レセ電通信医 30013号
平成 30 年 7 月 25 日

レセプト電算処理医科システム関係メーカー等　各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

記載要領別表Ｉ「診療報酬明細書の『摘要』欄への
記載事項等一覧」等に係る記録方法等について

平成 30 年 3 月 26 日付け保医発 0326 第 3 号「『診療報酬請求書等の記載要領等について』等の一部改正について」により記載要領別表Ｉ「レセプト電算処理システム用コード」欄のコメントコードが記載された項目については、平成 30 年 10 月診療分以降、該当するコードを選択することとなります。

該当するコードについては、厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格に基づき、下記のとおり記録願います。

記

例１）慢性維持透析患者外来医学管理料に含まれる検査であって特例として算定を認められた検査を別に算定した場合（記載要領別表Ｉ（医科）の項番74）

●ＣＳＶの記録（平成30年10月診療以降の記録）

C0,01,1,810000001, パルス療法施行中
C0,01,1,820100067,
～（略）～　　イ　パルス療法施行時の月２回目以後のカルシウム等の検査
SI,13,1,113002510,,2250,1,,,,,,,,,,1,,,,,,,,,,

●ＣＳＶの記録（従前の記録）

C0,01,1,810000001,パルス療法施行中

～（略）～

SI,13,1,113002510,,2250,1,,,,,,,,,,1,,,,,,,,,,

【症状詳記】
早期大腸癌に対して内視鏡的粘膜下層剥離術を施行。
最大径は２ｃｍ以上。

例３）特定薬剤治療管理料の場合（記載要領別表Ｉ（医科）の項番 65）

●ＣＳＶの記録（平成30年10月診療以降の記録）

SI,13,1,113000410,,470,1,,,,,,,,,,1,,,,,,,,,,